

教育委員会会議録

平成27年4月14日(火) 午後1時00分 開会

午後2時00分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

岩月慎自委員長、笠松和永委員、松本真理子委員、則竹伸也委員、野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

岡田信教育次長、溝口正己管理部長、竹下裕隆学習教育部長

後藤由紀夫生涯学習監、磯谷和明総合教育センター所長、八木亨総務課長

森繁雄財務施設課長、與語勝廣教職員課長、山崎眞澄福利課長

山本雅夫生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長

吉田伸一特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長

橋本礼子教育企画室長、富田正美文化財保護室長

稲垣直樹総務課主幹、横井英行教職員課主幹、安藤昌弘教職員課主幹、

鈴木俊二教職員課主幹、小島寿文高等学校教育課主幹、柵木智幸義務教育課主幹

坂川智総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

岩月委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項1 平成27年春の叙勲候補者の内定について及び報告事項3 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 平成27年春の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 損害賠償請求事件について

與語教職員課長が、損害賠償請求事件の訴訟提起について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(3) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項

の規定により、会議録は別途作成。

- (4) 平成27年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について
荻原高等学校教育課長が、平成27年度の公立高等学校入学者選抜実施結果
について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

昨年度入試と比べて今年度の特徴を教えてください。

(荻原高等学校教育課長)

今年は私学志向が強くなったため、公立高校の一般入学の志願倍率が1.97倍であった。平成20年度以降初めて2倍を切った。定時制課程においても特に後期選抜において、昨年度に比べて志願倍率が低くなっていることも特徴である。

(松本委員)

全日制の志願者数が減っているため私学志向であるとわかるが、定時制後期選抜が減っていることの原因は何か。

(荻原高等学校教育課長)

詳しく分析したわけではないが、全体に公立志向が少し弱まると定時制や通信制も倍率的に低くなる傾向はある。

(岩月委員長)

追検査をした者の理由は何か。

(荻原高等学校教育課長)

理由のほとんどはインフルエンザを中心とした病気である。

(松本委員)

大学ではものづくり熱が復活しているが、専門学科の方で今年度の特徴は何かあるか。

(荻原高等学校教育課長)

全体的にどの学科も昨年度より志願倍率は低い。そのうち商業・看護・国際教養の3科は昨年度よりも上がっている。

- (5) 平成27年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について

吉田特別支援教育課長が、平成27年度の県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(則竹委員)

高等特別支援学校及び校舎の不合格者80名はどういったところへ入ったのか。

(吉田特別支援教育課長)

特別支援学校高等部を80名中60名が受験した。その他は高等学校や専

門学校、家事従事となっている。

(6) 愛知県義務教育問題研究協議会の協議題について

高田義務教育課長が、平成27年度愛知県義務教育問題研究協議会の協議題「家庭・地域との連携・協働を図る学校からの情報発信の在り方について」について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員長)

学校が情報発信する「情報」とはどのようなものを想定しているのか。

(高田義務教育課長)

1点目は、「絆を育む学校づくり推進事業」等で取り扱ってきた情報。具体的には、子どもたちが異世代の方たちと情報を共有し話し合うことからいろいろな活動が展開されてきた。こうした情報を共有し、地域の方たちとともに取り組むことによって子どもたちは地域から信頼される存在になったり、他の人から認められる自己有用感を高めたりすることができる。2点目は、学力問題。学力充実プラン推進事業を展開しているが、子どもたちの持っている学力学習状況も1つの情報として捉えている。昨年度ノート指導に取り組んできた学校では、ノートを家庭で見えただき、学校の目指しているところや学習内容を家庭に理解いただいた。

学校は子どもの実態に関する情報や地域に協力を求めていきたい様々な情報を持っている。こうした情報の重要性を再認識して活用を働きかけていくことができたらいと考えている。

(7) 愛知県生徒指導推進協議会の協議題について

高田義務教育課長が、平成27・28年度愛知県生徒指導推進協議会の協議題「問題行動の未然防止等に向けた学校と家庭との協働の在り方～児童生徒の情報共有と行動連絡の取組を通して～」について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

研究協力校は初年度から実践をしていくのか。

(高田義務教育課長)

今年度からある程度実践ができればよいと考えている。今年度、方向性をづくり、2年目にさらに深めていきたい。

(松本委員)

学校と家庭の協働というのは長年の課題であるが、よい方策がなかった。

ぜひ良い研究をしていただきすべての愛知県の学校に発信できるようにお願いしたい。

(則竹委員)

問題行動のある生徒とは家庭の中で親の関与が足りないというケースが過去にはあったように思われる。今でもそのような状況が続いているのか。

(高田義務教育課長)

子どもたちはさまざまな家庭環境に置かれている。そうした中で、問題を抱えている子どもたちにも対応していかななくてはいけない現状は把握している。

(岩月委員長)

学校と家庭と地域の連携は、学校を出たところで今ひとつ浸透していない。実際に家庭・地域でどのように働きかけていくかが問題となっていく。警察・児童相談所などの専門機関や相談機関、大学の有識者と連携し、そちらの方面からの社会へのアピールが必要ではないか。

(高田義務教育課長)

協議会の構成員に学識経験者、臨床心理士や児童相談所に関係のある方などの専門家を予定している。家庭への働きかけを周りから見守っていくような方策についても検討していきたい。また、未然防止についてもしっかりと議論していく。

(岩月委員長)

関係機関との関わりは不可欠である。

未然防止をしっかりとできるように研究を進めて欲しい。

(笠松委員)

小学校で不登校が増加しているが、その原因は何か。

(高田義務教育課長)

不登校の原因は1つに絞りきることはできない。心の問題・周りの環境もひとつの要因となっている。様々な要件が絡み合って不登校の原因となっているので、いろいろな角度から検証をしていく。

7 議題及び議事の概要

岩月委員長が各委員に諮り、第19号議案 平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)については、審議会に諮る前の意思決定過程情報であるため、非公開にて審議することとした。

第17号議案 平成28年度県立愛知総合工科高等学校専攻科の入学選抜の実施について

荻原高等学校教育課長が、平成28年度県立愛知総合工科高等学校専攻科の入学選抜の実施について請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

特別推薦入学の募集人員は若干名ということか。

(荻原高等学校教育課長)

各学科の募集人員10名の中に含まれる。通常専攻科は本科からの進学者で埋まるが、今回は他の学校から募集をするため特別推薦入学検査で5割以上を確保したいと考えている。

(岩月委員長)

特別推薦の合格者決定後は何人募集するか知らせるのか。

(荻原高等学校教育課長)

一般の入学の枠についてはホームページへの掲載を予定している。

(松本委員)

要項中「高等学校卒業と同等以上の学力」とは何を指すのか。

(荻原高等学校教育課長)

高等学校卒業程度認定試験を合格した者、海外の高等学校に類する学校を卒業した者を指す。

第18号議案 平成28年度使用県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について

荻原高等学校教育課長が、平成28年度に使用する県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第19号議案 平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

請願第2号 県立高校推薦入試に関し、関係職員の処分を求める等の請願

岩月委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(笠松委員)

なぜ事前に承認を行っているのか。

(荻原高等学校教育課長)

一般入学において、第1志望者が少ない高等学校などでは、推薦入学でできるだけ入学者を確保しないと、定員割れを引き起こす可能性がある。そこで教育委員会では、過去の志願者数や合格者数などから生徒募集が厳しいと考えられる学校を把握しているので、これらの高等学校について、募集人員の15%を超えて20%を超えない範囲で推薦入学合格者を決定してよいことの承認を、高等学校長の申請を待つことなく事前に行っている。

この承認は、実施要項にある「15%を超える場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得ることとする」という規定に基づいた承認である。

(松本委員)

学校長からの申請は必要としていないのか。

(荻原高等学校教育課長)

実施要項の規定では、「15%を超える場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得ることとする」を規定しているのみである。その趣旨

は、15%を超えて合格者を出す場合は学校長が独断で行ってはいけない、教育委員会の承認が必要だという趣旨であって、その方法は特に規定していない。この承認には、学校長からの申請に基づく承認のほか、これまでの過去の入学者選抜の状況から、教育委員会が事前に学校に伝えて承認することも含まれていると考える。

(岩月委員長)

要項にのっとって実施していると解釈してよいか。

(荻原高等学校教育課長)

実施要項に定められている承認を行っているということである。

9 自由討議

なし

10 その他

- (1) 審議に先立ち、新任事務局職員の自己紹介を行った。
- (2) 年度始めにあたり、岩月委員長からあいさつがあった。
- (3) 傍聴人 1名 記者 1名